

11月は 「過労死等防止啓発月間」、 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

各リーフレットをクリックすると関連ページへジャンプします。

過労死等防止啓発月間



① 重点監督の実施

長時間労働が疑われる企業等への監督指導（立入調査）を集中的に実施します。

② 相談等受付

11月7日までを過重労働相談受付期間として相談を受け付けています

ご相談は、浜松労働基準監督署内の労働相談コーナーでの来署、電話相談のほか、労働条件相談ほっとらいん（※1）でも承ります。

また、情報提供の場合は、厚生労働省ホームページ内の「労働基準関係情報メール窓口」もご利用いただけます。

※1 日本語のほか13言語に対応しています。

平日 17:00-22:00 土日祝 9:00-21:00

電話 0120-811-610

③ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

日時：令和7年11月7日（金）13:30-16:10

会場：静岡県コンベンションアーツセンター

グランシップ 10F 1001-2

申し込みは[こちら](#)

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間



大企業・委託業者による長時間労働の削減等の取組みが、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更等の「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

発注者や委託事業者は、「労働時間等設定改善法」や「受託中小企業振興法に基づく振興基準」に定められた事項に沿った対応をお願いいたします。